

新潟市告示第 6 7 9 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 ( m )	延長 ( m )
市道	南 7 - 7 4 号線	新潟市中央区久蔵興野字中沖 266 番 12 地先から 新潟市中央区久蔵興野字中沖 266 番 10 地先まで	前	9.1 ~ 25.0	335.0
			後	26.5 ~ 39.5	335.0
市道	南 7 - 2 2 1 号線	新潟市中央区久蔵興野字中沖 266 番 10 地先から 新潟市中央区鐘木 257 番 9 地先まで	前	7.7 ~ 29.0	522.5
			後	20.0 ~ 39.5	521.5